

生徒心得

生活目標

- 1 本校の生徒として、校訓の精神をふまえ、自覚と誇りを持って、充実した高校生活に努める。
- 2 生徒の本分は学習にあることを認識し、全力をあげてその目的達成に努める。
- 3 部活動・生徒会活動等の教科外活動にも、全生徒が積極的に参加し、豊かな人間性の育成に努める。
- 4 教職員・来校者はもちろん生徒間においても礼を忘れず、言葉遣いに気をつけ進んで挨拶に努める。

校内生活

- 1 登校時間は厳守し、校内においても規律ある生活を心がけること。
- 2 登校後は、放課後まで許可無く校地外に出ないこと。
- 3 所持品には必ずクラス、氏名を明記し、紛失・盗難等のないようにすること。また不相応の金品は所持せず貴重品の管理には、十分注意すること。
- 4 みだりに金銭物品の貸借はしないこと。
- 5 校舎及び校具を大切にすること。
- 6 校舎内外を常に清潔に保ち、環境の美化に努めること。
- 7 交友は互いに誠意を持って交際し、健全なものであること。
- 8 実習を行うにあたっては、常に安全・災害防止に心がけ、確認・報告・相談を怠らぬこと。

校外生活

- 1 校外においては高校生としての自覚に基づき、誇りをもって行動すること。
- 2 生徒の夜間外出は午後9時までとし、如何なる場合でも高校生としてふさわしくない場所へ出入りしないこと。
- 3 外出の際は行先、帰宅時間を家人に伝え、無断外泊は絶対にしないこと。
- 4 交通安全については、通学時や日常生活においても道路交通に関する法令の遵守はもちろんのこと、マナーを守り、他の交通の妨げになる行為や危険な行為をしないこと。

禁止事項 一次の行為は厳禁する一

- 1 授業妨害・迷惑行為
- 2 考査時の不正行為(カンニング)
- 3 窃盗・万引・占有離脱物横領等
- 4 薬物乱用・飲酒・喫煙・シンナー・ボンド等
- 5 傷害・いじめ・暴力行為
- 6 金銭強要・恐喝
- 7 原動機付自転車の運転免許取得
- 8 自動二輪車・普通自動車の無許可運転免許取得
- 9 原動機付自転車・自動二輪車・普通自動車の運転
- 10 無断アルバイト
- 11 選挙違反行為
- 12 その他、法律および校則に違反する行為

諸願・諸届

――担任・生徒指導部に関わる事項――

- 1 欠席・忌引の場合
 - (1) 原則として事前に学級担任に届出ること。
 - (2) やむを得ず急に欠席するときは、電話等により、学校に連絡すること。
 - (3) 病気のため欠席が1週間以上に及ぶとき、または必要に応じ診断書を添えること。
 - (4) 忌引の日数は次のように定める。

父母	7日
祖父母・兄弟姉妹	3日
伯叔父母	1日
- 2 遅刻の場合は、電話等により学級担任に連絡し、登校後は許可を得て入室のこと。
- 3 早退・欠課・外出の場合は、学級担任に届出て許可を得ること。
- 4 校内において金品の盗難・紛失及び拾得した場合は、直ちに学級担任を通じて生徒指導部に届出ること。
- 5 校内の施設・設備・備品を破損、紛失した場合は、学級担任(関係教師)に届出ること。場合により実費弁償することもある。
- 6 下宿する場合は、学級担任を通して届出ること。

――生徒指導部で許可を受ける事項――

- 1 アルバイトをするとき
- 2 理由あって規定以外の服装を着用するとき
- 3 金銭または物品を集める、または、物品を販売するとき
- 4 雑誌その他印刷物を発行または掲示するとき
- 5 政治活動を除く校外の集会・行事に参加するとき
- 6 校外の諸団体に加入及び集会・行事に参加するとき
- 7 普通自動車の免許を取得するとき

――特別活動部で許可を受ける事項――

- 1 対外競技・校外活動に参加するとき

――事務室に関わる事項――

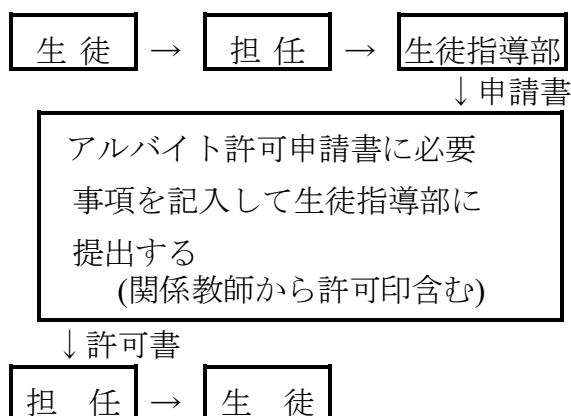
- 1 授業料等
 - (1) 窓口で納入することになった場合は、昼休み時間までとし、紛失その他の事故防止の上からも、なるべく朝のうちに納入すること
 - (2) 特別な事情により、納入期限までに納入できない時は、事務室に理由を申し出て納入期日を確約すること。
- 2 証明書の発行
各種証明書の交付を受ける場合は、昼休み時間までに申し出るものとする。証明書は放課後交付する。

車両等の使用について

- 1 自転車
 - (1) メーカー・車体番号・色・購入店を確認の上、生徒指導部に届出し、所定のステッカーを自転車の決められた場所に貼付すること。
 - (2) 冬季期間の使用は自粛する。
- 2 自動二輪車の免許取得は原則として禁止する。
- 3 普通自動車
 - (1) 免許取得を担当に認められた者は、承認願を生徒指導部に提出し、自動車学校入校許可証を受け取り、入校するとき提出すること。
 - (2) 在学中は絶対に運転しないこと。
- 4 事故・違反
 - (1) 事故に遭遇及び違反を犯した場合は、その大小に関わらず直ちに届出ること。
 - (2) 道路交通に関する法令に違反した者はもとより本校規則に違反した者や危険な行為をした者には状況を確実に把握し、適宜処置するものとする。

アルバイトについて

- 1 長期休業中を原則とし、高校生活に支障のない範囲で行う。
上記以外は、原則として新聞配達以外認めない。
ただし、経済的理由によりやむを得ない場合、協議検討する。
- 2 次の条件を考慮の上、許可する。
 - (1) 生徒指導上問題のない者。
 - (2) 担任が許可した者。
 - (3) 一日の労働時間は、8時間以内とする。
 - (4) 自宅から通える範囲を原則とし、労働時間帯は遅くとも、午後9時には自宅に戻るよう計画する
- 3 下記のようなアルバイトは認めない。
 - (1) 作業上、危険および有害な業務。
 - (2) 酒席に関わる業務。
 - (3) 自動車・バイク等の車両を使用する業務。
 - (4) その他、校外生活の項目に違反する行為。
- 4 手続き方法
○長期アルバイト(新聞配達)および長期休業中(夏・冬)のアルバイト



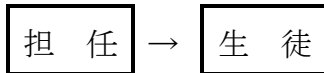
○経済的理由による上記以外のアルバイト



↓申請書

生徒・保護者同席の上、学科主任・学年主任・担任とで協議・検討し、認められた場合はアルバイト許可申請書に必要事項を記入するとともに、保護者は許可申請書を作成し生徒指導部に提出する。(関係教員からの許可印含む)

↓許可書



服装・頭髪

- 1 服装・頭髪は、本校生徒としての品位を保つよう清潔・端正・質素であること。
- 2 登校・下校時は制服を着用すること。
- 3 理由があつて規定外のものを着用するときは、許可を得ること。
- 4 制服
 - (1) 男子
上着は標準型黒色詰襟学生服、ズボンは同色標準型を着用し、襟にはカラーをつけ、襟章は左側に校章、右側に組章をつけ、本校指定のボタンをつけること。
夏季は本校指定のシャツとする。
 - (2) 女子
本校指定のブレザー・ブラウス及びキュロットスカート又はスラックスを着用する。
夏季は、本校指定のブラウス・ベスト及びキュロットスカート又はスラックスを着用する。
校章・組章は上着左胸につける
スカート丈は、ひざがしらが隠れる程度とする。
ストッキングを着用する場合は黒色とする。
- 5 靴・靴下
登・下校の靴は、短靴及び運動靴とする。
校舎内では指定のズックを使用すること。
靴下は、白いソックスとすること。
- 6 頭髪
 - (1) 男子
耳が隠れたり、襟にかかったり、目にかかったりするような髪型、その他、特異な髪型は禁止する。
パーマ、染色、脱色、ひたい、および眉毛の剃り込み等は禁止する。
 - (2) 女子
前髪は目にかからないようにする。
長髪は、結うか、編むこととし、髪止めは黒、紺、茶等の華美でないものとする。
また、その他、特異な髪型は禁止する。
パーマ、染色、脱色及び眉毛の剃り込み等は禁止する。
- 7 冬季服装期間を10月1日から5月31日、夏季服装期間を6月1日から9月30日までとする。ただし、その時の天候・気温に応じて各自で判断し、冬季制服または夏季制服を着用する。また、各期間内にある式(卒業式、始業式、終業式など)については、その期間の制服を着用する。
- 8 化粧及びネックレス、ピアス等の装飾は一切禁止する。